

居宅介護支援重要事項説明書

令和 年 月 日現在

1 担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)

氏 名	
-----	--

2 事業者（法人）の概要

事業所（法人）名	医療法人社団 佳和会
所在地	明石市魚住町金ヶ崎 370 番地
連絡先	TEL：078-935-6060 FAX：078-935-0548
代表者名	理事長 中山 潤一

(1) 事業所の所在地等

事業所名	中山クリニックすみれ居宅介護支援センター
所在地	明石市魚住町金ヶ崎 378-8
連絡先	TEL：078-936-6512 FAX：078-935-6062
事業所番号	兵庫県 2872001405号
管理者名	

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日
営業時間	午前8時20分から午後5時20分

※日曜・年末年始（12/30～1/3）は休み 但し、中山クリニックの休業日に準じて休むことがあります。

(3) 職員体制

従業者の職種	人数	常勤・非常勤	備考
介護支援専門員	4名	常勤 3名 非常勤 1名	

(4) サービスを提供する実施地域

サービスを提供する実施地域	明石地区全域・神戸市西区・加古郡播磨町
---------------	---------------------

3 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	適正な運営を確保するために人員及び管理運営に移管する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護者の依頼を受けて、介護サービス計画を作成するとともに居宅介護サービス事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行う適切なサービスを提供する
運営の方針	<p>① 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行うものとする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立、総合的かつ効率的に適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう配慮する</p> <p>② 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める</p> <p>③ 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。</p>

(1) 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認し

	ます。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

(2) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下の通りです。

同意欄	説明
<input type="checkbox"/>	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
<input type="checkbox"/>	実施に当たっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます
<input type="checkbox"/>	2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います
<input type="checkbox"/>	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
<input type="checkbox"/>	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
<input type="checkbox"/>	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能となります。
<input type="checkbox"/>	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

(3) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行いますが、下記に関するような内容は業務範囲外となります。これらの要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急車への同乗 ・ 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ・ 家事の代行業務 ・ 直接の身体介護 ・ 金銭管理
-----------------	--

4 利用料金

(1) 居宅介護支援利用料 (I) (地域区分 1 単位 : 10.42 円)

取り扱い件数区分	料金 (単位数)	
	要介護 1・2	要介護 3～5
居宅介護支援 (i) 介護支援専門員 1 人当 たりの利用者 45 件未 満	11,316 円/月 (1,086 単位)	14,703 円/月 (1,411 単位)
居宅介護支援 (ii) 介護支援専門員 1 人当 たりの利用者 60 件未 満	5,668 円/月 (544 単位)	7,336 円/月 (704 単位)
居宅介護支援 (iii) 介護支援専門員 1 人当 たりの利用者 60 件以 上	3,386 円/月 (325 単位)	4,397 円/月 (422 単位)

(2) 加算

加算名称	料金 (単 位 数)	算定要件
初回加算	3,126 円/月	・新規にケアプランを策定した場合 ・要介護区分の 2 段階以上の変更認定を 受けた場合
入院時情報連携加算 (I)	2,605 円/月	・利用者が入院した日のうちに、医療機 関の職員に対して情報を提供した場合
入院時上表提供加算 (II)	2,084 円/月	・利用者が入院した日の翌日又は翌々 日に医療機関の職員に情報を提供した 場合
退院・退所加算 カンファレンス 参加なし	連携 1 回	医療機関や介護施設等を退院・退所し、 居宅介護サービスを利用する場合にお いて、退院・退所にあたって医療機関等 の職員と面談を行い、利用者に関する必 要な情報を得たうえで、ケアプランを作 成し、居宅サービス等の利用を調整する 場合
	連携 2 回	
退院・退所加算 カンファレンス 参加あり	連携 1 回	
	連携 2 回	

緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084 円/月 (1 月 2 回まで)	利用者の状態の急変時に伴い、利用者に対する訪問診療実施の保健医療機関や利用者の在宅療法を担う医療機関の保険医の求めにより、利用者宅でのカンファレンスに参加し、必要に応じてサービス調整を行う
通院時情報連携加算	521 円/月	利用者が病院等において医師又は歯科医師の診察を受けるときにケアマネジャーが同席し、医師又は歯科医師に対して利用者の心身状況や生活環境等の情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報の提供を受けたうえでケアプランに記録する
ターミナルケアマネジメント加算	4,168 円/月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 終末期の医療やケアの方針に関する利用者又は家族の意向を把握したうえで、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医やサービス事業所に提供する ・ 24 時間連絡できる体制を確保、かつ必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備する
特定事業所加算 (I)	5,408 円/月	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合
特定事業所加算 (II)	4,470 円/月	
特定事業所加算 (III)	3,365 円/月	
特定事業所加算 (A)	1,187 円/月	

減算

減算名称	料金 (単位数)	算定要件
運営基準減算	所定単位数の 50% で算定	運営基準に沿った適切な居宅介護支援が提供できていない場合

特定事業所集中減算	1月につき200単位を減算	前6月間に作成したケアプランに位置づけた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合が80%以上
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合

その他

交通費	サービスを提供する実施地域にお住いの方は無料です。
解約料	解約料は一切かかりません。

7 相談・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談・苦情の窓口は、担当介護支援専門員（ケアマネジャー）又は下記の窓口までご相談ください。

（1）事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	中山クリニック ケアセンター 在宅部門統括 木村圭佑
連絡先	TEL 078-934-2556 受付時間 平日 8:20~17:20

（2）その他の相談窓口

兵庫県国民健康保険連 合会	県内のTEL介護保険サービスの苦情相談 TEL: 078-332-5617 受付時間 平日 9:00~12:15
明石市役所高齢者総合 支援室	市内の介護保険全般に関する問い合わせ TEL: 078-918-5091 受付時間 平日 8:55~17:15

8 秘密保持

事業者が得た利用者やその家族の個人情報、介護サービスの提供以外の目的では原則として使用しません。サービス担当者会議などで利用者やその家族の個人情報を使用する場合は利用者及びその家族の同意を事前に文書で得ることとします。

9 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が生じた場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください（お渡しした名刺等をご提示ください）

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

11 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置づける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者に求めることができます。
-----------	---

12 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待防止研修の実施

(4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	ケアセンター長 木村 圭佑
-------------	---------------

13 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

14 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

(1) 感染症対策委員会の開催

(2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備

(3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

(4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	ケアセンター長 木村圭佑
--------------	--------------

15 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録します。

重要事項説明書受諾書

利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス利用及び重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

法人名 医療法人社団 佳和会
代表者名 理事長 中山 潤一 印
事業所名 中山クリニックすみれ居宅介護支援センター

説明者 介護支援専門員 氏名

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その内容を同意のうえ、本書面を受領しました。

令和 年 月 日

利用者名 _____

代理人名 _____